

令和 8 年

飯盛霊園組合議会 3 月定例会会議録

開 会 令和 8 年 3 月 26 日

閉 会 同 日

飯盛霊園組合

飯盛霊園組合議会定例会（令和8年3月）会議録

○ 令和8年3月26日 飯盛霊園組合事務所2階会議室において開催する。

○ 出席議員次のとおり

1 番 議員	由 井 龍一郎	2 番 議員	工 藤 百合子
3 番 議員	山 口 たくや	4 番 議員	梅 村 正 明
5 番 議員 副 議 長	吉 田 涼 子	6 番 議員	坂 本 勇 基
7 番 議員	片 平 恭 子	8 番 議員	池 田 治 子
9 番 議員	寺 西 敬 子	10 番 議員	みずおち康一郎
11 番 議員	中 村 晴 樹	12 番 議員 議 長	北 村 哲 夫

○ 欠席議員次のとおり

なし

○ 地方自治法第 121 条の規定による出席者次のとおり

管理者 錢谷 翔

○ 議案説明のための出席者次のとおり

副管理者 守口市長	瀬野 憲一	副管理者 門真市長	宮本 一孝
副管理者 大東市長	逢坂 伸子	副管理者 四條畷市副市長	藤岡 靖幸
事務局長	大塚 幸秀	次長	砂原 弘佳
次長兼施設課長	清水 鉄也	次長	奥林 学
総務課長	中川 誉士	管理課長	森井 規仁

○ 事務局出席者次のとおり

総務課参事兼課長補佐	梅本 光	総務課長補佐	植村 静香
管理課	秦 里桜奈		

○ 議事日程次のとおり

日程第1		会期について
日程第2	議案第1号	飯盛霊園条例案
日程第3	議案第2号	飯盛霊園組合附属機関条例の一部を改正する条例案
日程第4	議案第3号	飯盛霊園組合霊園整備基金条例の一部を改正する条例案
日程第5	議案第4号	令和7年度飯盛霊園組合霊園事業特別会計補正予算（第1号）
日程第6	議案第5号	令和8年度飯盛霊園組合一般会計予算
日程第7	議案第6号	令和8年度飯盛霊園組合霊園事業特別会計予算
日程第8	選任同意第1号	公平委員会委員の選任について

○ 本日の議会次第記録者次のとおり

総務課長補佐	植村 静香
--------	-------

○北村哲夫議長 これより組合議会定例会を開会いたします。

本日ここに招集されました3月定例会を開会いたしましたところ、議員各位には、公私何かと御多忙中にもかかわらず、御出席を賜りましたことを厚くお礼申し上げまして、簡単ではございますが、開会の御挨拶に代えさせていただきます。

次に、管理者から御挨拶を受けることといたします。

○銭谷翔管理者 議長。

○北村哲夫議長 管理者。

○銭谷翔管理者 開会に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

本日ここに組合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては御多忙中にもかかわらず、御出席をいただきまして厚くお礼を申し上げます。

さて、本定例会では、条例案をはじめ、令和8年度当初予算などの御審議をお願いすることといたしております。よろしく御審議の上、御決定を賜りますようお願いを申し上げ、誠に簡単ではございますが開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○北村哲夫議長 これより本日の会議を開きます。時に午前10時1分

本日は全員の御出席であります。

定足数は超えておりますので会議は成立いたします。

この際、本日の会議録署名議員を定めます。4番、梅村正明議員、6番、坂本勇基議員をお願い申し上げます。

これより議事に入ります。

日程に先立ち、御報告申し上げます。

まず、行政視察の結果について、各視察議員から議長あて報告がなされており、かつ、配布の印刷物のとおり、これらの概略報告をいたしておりますので、これをもって視察結果の報告にかえさせていただきます。

次に、監査委員から、令和7年度定期監査の結果報告及び昨年12月から2月実施分までの例月出納検査の結果報告について、それぞれ書類報告がなされております。報告文書につきましては、各議員の机上に配布しております。以上で報告事項を終わります。

これより日程に入ります。

日程第1、会期についてを議題といたします。

本定例会の会期は本日1日といたしたいと思っております。これに異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○北村哲夫議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

次に移ります。日程第2、議案第1号、飯盛霊園条例案を議題といたします。

議題の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

○大塚幸秀事務局長 議長。

○北村哲夫議長 事務局長。

○大塚幸秀事務局長 それでは、付議事件の1ページをご覧ください。

議案第1号、飯盛霊園条例案について御説明申し上げます。

本案は、使用料の適正化等を図るとともに、今後、供用開始を予定しております新規形態墓所、具体的には合葬式形式の樹木葬に係る規定整備も見据えつつ、加えて、霊園における指定管理者制度導入に向けての規定整備を行いたく飯盛霊園条例の全部を改正しようとするものです。

それでは、改正内容を御説明いたしますので、2ページから28ページまでを御参照ください。

まず、目次においては、第1章から第6章までと附則により、この条例を構成することを規定しております。

次に、第1章、総則においては、第1条において、この条例の目的を飯盛霊園の設置及び管理並びにその使用に関し必要な事項を定めることとする旨を規定し、第2条では、組合に霊園を設置すること、また、その名称及び位置を規定し、第3条では、この条例で使用する用語の定義について規定し、第4条では霊園内における禁止行為について規定し、第5条では霊園の施設を損傷した者等に対する損害賠償義務に関して規定しております。

次に、第2章、個別墓所においては、第6条において個別墓所については一般墓所と壁型墓所と芝生墓所に区分することを規定し、第7条では使用者の資格について規定し、第8条では使用の許可に関して規定し、第9条では墓碑等の工事等のための臨時の使用許可に関して規定し、第10条では埋蔵物の制限について規定し、第11条では個別墓所の公募について規定し、第12条では使用料に関して規定し、第13条では第9条の臨時の使用許可に係る使用料について規定し、第14条では維持費について規定し、第15条では既納の使用料と維持費の不還付とその例外について規定し、第16条では使用権の承継等について規定し、第17条では使用許可書等の書換え等とその手数料に関して規定し、第18条では使用墓所の改葬又は移転命令に関して規定し、第19条では使用墓所の返還について規定し、第20条では使用墓所の使用許可の取消しに関して規定し、第21条では使用権の消滅について規定し、第22条では無縁墓所の改葬に関して規定しております。

次に、第3章、合葬式墓所においては、第23条において合葬式墓所については合葬施設と個別安置施設と記名板をもって構成することを規定し、第24条では使用者の資格について規定し、第25条では使用許可に関して規定し、第26条では埋蔵物の制限等について規定し、第27条では記名板の刻字に関して規定し、第28条では合葬式墓所の公募について規定し、第29条では使用料に関して規定し、第30条では既納の使用料の不還付とその例外について規定し、第31条では焼骨の埋蔵等に関して規定し、第32条では使用許可書の再交付等とその手数料に関して規定し、第33条では使用の中止に関して規定し、第34条では施設の場所等の変更について規定し、第35条では使用許可の取消し等に関して規定し、第36条では焼骨の改葬について規定をしております。

次に、第4章、公園においては、第37条において公園における行為の制限等に関して規定し、第38条では利用者の危険防止等を理由とする公園利用の禁止又は制限について規定し、第39条では都市公園法第5条第1項において条例で定めることとされている公園施設の設置又は管理に係る許可申請書の記載事項等に関して規定し、第40条では都市公園法第6条第2項において条例で定めることとされている都市公園の占用に係る許可申請書の記載事項等に関して規定し、第41条では公園施設の設置等に係る許可申請書に添付させる書類について規定し、第42条では都市公園法第6条第3項ただし書において条例で定めることとされている軽易な変更事項について規定し、第43条では、管理者による監督処分について規定し、第44条では、管理者への届出を必要とする行為に関して規定し、第45条では使用料の納入に関して規定し、第46条では使用料の減免について規定し、第47条では使用料の不還付とその例外について規定し、第48条では、この章又は都市公園法の規定による許可により得た権利の譲渡等の禁止について規定をしております。

次に、第5章、雑則においては、第49条において霊園に関する業務を指定管理者により行わせることができる旨を規定し、第50条では、その指定管理者が行う業務について規定し、第51条では、指定管理者の収入として収受させることができる利用料金に関して規定をし、第52条では指定管理者に霊園に関する業務を行わせる場合における関係規定の準用に関して規定し、第53条では、この条例の施行について必要な事項は、管理者が定める旨の委任規定を置いております。

次に、第6章、罰則においては、第54条において違反行為を行った者等に対する罰則の適用に関して規定をしております。

次に、附則についてですが、第1項において、この条例の施行期日については令和8年4月1日とすること、ただし、附則第6項及び第8項の規定については令和8年10月1日から施行し、附則第7項及び第9項の規定については令和9年4月1日から施行することを規定しております。

附則第2項では、飯盛霊園合葬墓「虹の丘」条例の廃止について規定し、附則第3項から第5項までは経過措置に関して定めております。

具体には、附則第3項においては旧条例の規定によってした処分等について、附則第4項においては旧条例の規定により徴収すべき使用料等について、附則第5項においてはこの条例の施行前にした行為に対する罰則の適用について、それぞれ経過措置を規定しております。

次に、附則第6項から附則第9項までについては、後ほど御説明いたしますので22ページから28ページまでに記載しております別表のほうをご覧ください。

別表第1では第12条に関する永代使用料について、別表第2では第13条に関する臨時使用料について、別表第3では、第14条に関する維持費について、別表第4では第15条に関する永代使用料還付金について、別表第5では第17条に関する個別墓所手数料について、別表第6では、第29条に関する合葬式墓所使用料について、別表第7では、第32条に関する合葬式墓所手数料について、別表第8では、第45条及び第51条に関する行為の許可に係る使用料について、別表第9では、第45条に関する公園施設の設置又は管理に係る使用料と土地の占有に係る使用料について、それぞれ定めております。

なお、別表第1から別表第7までに掲げる個別墓所又は合葬式墓所の使用料等の額につきましては、現行の金額と同額としております。

次に、附則の説明に戻りますので18ページの附則第6項からご覧ください。

附則第6項においては、飯盛霊園条例の一部改正について規定をしております。

主な改正内容といたしましては、第12条第1項において、個別墓所の位置や環境等により、使用料に加算することができる割合の限度を100分の100に改めるとともに、同条に第3項を新たに加え、墓所の使用状況により使用料を減額できることを規定をしております。

また、第13条においては、第2項を新たに加え、規則で定める特に軽易な工事等に係る臨時使用料の免除について規定をしております。

また、別表第2に掲げる臨時使用料、別表第5に掲げる個別墓所手数料、別表第6に掲げる合葬式墓所使用料、別表第7に掲げる合葬式墓所手数料において、それぞれ金額等の改正を行っております。

なお、これらの改正につきましては、一定の周知期間を設ける必要があることから、先ほどの施行期日の説明のとおり令和8年10月1日からの施行としております。

20ページからの附則第7項においても飯盛霊園条例の一部改正について規定をしておりますが、こちらは、十分な周知期間を設ける必要があるものとして、令和9年4月1日からの施行としております。

主な改正内容といたしましては、別表第3に掲げる維持費において金額等を改正するとともに、別表第4に掲げる永代使用料還付金においては、その対象とする使用墓所の経過年数の上限を20年に設定するものでございます。

22ページの附則第8項と第9項においては、附則第6項の規定による改正後の飯盛霊園条例の規定と附則第7項の規定による改正後の飯盛霊園条例の規定の適用に関して、それぞれ経過措置を定

めております。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第1号、飯盛霊園条例案の説明とさせていただきます。

よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○北村哲夫議長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○北村哲夫議長 質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○北村哲夫議長 ないようでございますので討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○北村哲夫議長 異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に移ります。日程第3、議案第2号、飯盛霊園組合附属機関条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

議題の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

○大塚幸秀事務局長 議長。

○北村哲夫議長 事務局長。

○大塚幸秀事務局長 それでは、付議事件の29ページをご覧ください。

議案第2号、飯盛霊園組合附属機関条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本案は、先ほどの議案第1号の飯盛霊園条例において、霊園に関する業務を指定管理者により行わせることができる旨の規定を置いたことから、その業務に当たる指定管理者の指定についての審査等を行う附属機関を新たに設置しようとするものです。

それでは、30ページと31ページを御参照ください。

第2条において、新たに附属機関として、飯盛霊園の指定管理者の指定についての審査及びその業務の実施状況等に関する評価についての調査審議に関する事務を担当する飯盛霊園指定管理者選定評価委員会を設置し、その委員については、定数を7人以内とし、構成は学識経験者、関係市の職員及びその他管理者が適当と認めた者とし、任期は2年とすることを規定をしております。

なお、具体の委員構成としては、学識経験者としての大学教授、弁護士、公認会計士のほか、関係市の職員として部長級の職員等を想定をしております。

次に、附則についてですが、この条例の施行期日を令和8年4月1日とするものです。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第2号、飯盛霊園組合附属機関条例の一部を改正する条例案の説明とさせていただきます。

よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○北村哲夫議長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○北村哲夫議長 ないようですので、質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○北村哲夫議長 討論もないようでございますので、討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○北村哲夫議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に移ります。日程第4、議案第3号、飯盛霊園組合霊園整備基金条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

議題の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

○大塚幸秀事務局長 議長。

○北村哲夫議長 事務局長。

○大塚幸秀事務局長 それでは、付議事件の33ページをご覧ください。

議案第3号、飯盛霊園組合霊園整備基金条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本案は、霊園整備基金に属する現金の貸付けに関し、現行、関係市に対する貸付けのみ可能としているところ、今後の飯盛斎場の建て替え、大規模改修といった重要事業にも備えるため、その対象を拡大しようとするものでございます。

それでは、改正内容を御説明いたしますので、34ページと35ページを御参照ください。

まず、第3条においては、貸付先を関係市に限定していた規定を削除しております。

こちらは、新たに設ける第4条にて貸付対象として整理をしております。

次に、第4条においては基金の貸付対象として第1号にて関係市からの借入れの申込があった場合を、第2号にて飯盛斎場の建て替え事業又は大規模改修事業に係る財源に充てる場合を、それぞれ規定し、これらの場合において管理者が適当と認めるときに基金からの貸付けを行うこととしております。

また、第4条を加えたことに伴い、以降の条ずれについての所要の改正を行っております。

次に、附則についてですが、この条例の施行期日を令和8年4月1日とするものです。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第3号、飯盛霊園組合霊園整備基金条例の一部を改正する条例案の説明とさせていただきます。

よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○北村哲夫議長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○北村哲夫議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○北村哲夫議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○北村哲夫議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に移ります。日程第5、議案第4号、令和7年度飯盛霊園組合霊園事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議題の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

○大塚幸秀事務局長 議長。

○北村哲夫議長 事務局長。

○大塚幸秀事務局長 それでは、付議事件の37ページをご覧ください。

議案第4号、令和7年度飯盛霊園組合霊園事業特別会計補正予算（第1号）について、御説明申

し上げます。

本補正は、飯盛霊園組合霊園整備基金条例に基づき、長期分納維持費として収納した金額以上の額を当該基金へ積み立てる必要があることから、歳入において長期分納維持費の増収見込み分を増額するとともに、歳出の基金積立金においてその同額を増額しようとするものでございます。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ940万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億6,643万7,000円と定めるもので、その内訳につきましては、38ページの第1表、歳入歳出予算補正にてお示ししておりますとおりでございます。

次に、補正の内容につきまして御説明いたしますので、40ページの歳入をご覧ください。

1款、1項、1目、2節の霊園維持費におきまして、940万円を増額しようとするものでございます。これは、霊園維持費が当初の見込みを上回っていることによるものです。

次に、41ページの歳出をご覧ください。

1款、1項、1目、24節の積立金におきまして、先ほどの歳入の増額分と同額の940万円を増額しようとするものです。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第4号、令和7年度飯盛霊園組合霊園事業特別会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。

よろしく御審議の上、御可決いただきますよう、お願い申し上げます。

○北村哲夫議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○北村哲夫議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○北村哲夫議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○北村哲夫議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に移ります。日程第6、議案第5号、令和8年度飯盛霊園組合一般会計予算並びに日程第7、議案第6号、令和8年度飯盛霊園組合霊園事業特別会計予算を一括議題といたします。

議題の朗読を省略し、直ちに説明を求めます。

○大塚幸秀事務局長 議長。

○北村哲夫議長 事務局長。

○大塚幸秀事務局長 それでは、付議事件の43ページをご覧ください。

議案第5号、令和8年度飯盛霊園組合一般会計予算及び議案第6号、令和8年度飯盛霊園組合霊園事業特別会計予算について御説明を申し上げます。

はじめに、議案第5号、令和8年度飯盛霊園組合一般会計予算から御説明いたしますので、47ページをご覧ください。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額を、それぞれ10億6,831万6,000円と定めるもので、その内訳につきましては、48ページと49ページの第1表、歳入歳出予算にてお示ししておりますとおりでございます。

47ページにお戻りいただきまして、次に、第2条におきましては、地方債に関して定めており、その具体内容は、第2表、地方債にてお示ししておりますので50ページをご覧ください。

葬斎債ですが、これは飯盛斎場再整備事業における令和8年度の設計、建設費、7億3,090万5,000

円につきまして、その起債充当率 75 パーセントに当たる 5 億 4,810 万円を限度に起債するものとなっております。その他、起債の方法等は、こちらに記載のとおりでございます。

再び 47 ページにお戻りください。

第 3 条におきましては、一時借入金の借入れの最高額を 7 億 3,090 万 5,000 円と定めております。

これは、飯盛斎場再整備事業における令和 8 年度の設計、建設費につきまして、特別会計より一時借入れを行うためのものです。

次に、第 4 条におきましては、各項に計上した給料等に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内での流用に関して定めております。

それでは、次に、歳出の主なものにつきまして内容を御説明いたしますので、恐れ入ります、ここで、別冊の予算に関する説明書の 9 ページをご覧ください。

1 款の議会費は 308 万 8,000 円となっております。

次に、2 款、1 項、1 目の一般管理費は 1 億 1,825 万 3,000 円で、前年度比、211 万 2,000 円の減となっております。

10 ページをご覧ください。

2 節の給料から 4 節の共済費までは、一般職員と任期付短時間勤務職員との人件費となっておりますが、職員 3 名分の人件費を特別会計計上へと変更したこと等により、前年度比 774 万円の減となっております。

また、8 節の旅費におきましては、国への要望に係る旅費などを計上しております。

11 ページをご覧ください。

12 節の委託料においては、庁舎警備業務委託を有人警備から機械警備に移行したことに伴い、その費用を 690 万円程度削減をしております。

また、17 節の備品購入費では、パソコン機器一式購入費としての 2,000 万円を計上をしております。

また、12 ページの 24 節、積立金につきましては、斎場整備基金への積立金として前年度当初予算と同額の 50 万円を計上しております。

次に、13 ページをご覧ください。

3 款、1 項、1 目の斎場運営費は、1 億 7,453 万 7,000 円で、前年度比 6,449 万 9,000 円の減となっております。

そのうち、14 ページの 12 節、委託料におきましては、火葬等業務の委託料などを計上しておりますが、飯盛斎場再整備運営事業に係る設計業務委託料につきましては、令和 8 年度予算から新たに設けた 2 項、1 目の斎場建設費において計上をしております。

14 節の工事請負費においては、毎年度実施しております火葬炉設備補修工事などを計上しております。

次に、15 ページをご覧ください。

今回、新たに設けた 2 項、1 目の斎場建設費は 7 億 3,090 万 5,000 円で、皆増となっております。

こちらでは、先ほど触れました飯盛斎場再整備運営事業に係る設計業務の委託料と当該事業に係る工事請負費を計上をしております。

次に、16 ページをご覧ください。

5 款、1 項の公債費は、令和 4 年度から 2 箇年にわたり実施しておりました斎場崖面改修工事に係る起債の元利償還に加え、飯盛斎場再整備事業に係る一時借入金の利子を計上をしております。

次に、6 款、1 項、1 目の予備費 100 万円は、前年度と同額でございます。

引き続きまして、歳入の主なものについて御説明いたしますので、5ページのほうにお戻りください。

1款、1項、1目の飯盛霊園組合分担金は、前年度と同額の1億6,500万円を計上しております。

次に、2款、1項、1目の斎場使用料は1億5,038万2,000円で、前年度比349万3,000円の減となっております。こちらは、直近の実績に基づいて推計した金額にて計上をしております。

次に、6ページの3款、1項、1目の物品売払い収入の502万円は、残骨灰の減容化処理の過程で選別された有価物の売払い収入を見込んでおります。

次に、5款、1項、1目の霊園事業特別会計繰入金は1億8,280万5,000円で、皆増となっております。こちらは、飯盛斎場再整備事業に係る令和8年度分の設計委託と建設工事費用、7億3,090万5,000円のうち、自己財源とする25パーセントに相当する額につきまして、特別会計からの繰入れという形式により借入れを行うものです。

次に、7ページをご覧ください。

6款、1項、1目の繰越金は1,581万2,000円で、こちらは、令和7年12月末現在の決算見込みに基づいた額にて計上しております。

続きまして、議案第6号、令和8年度飯盛霊園組合霊園事業特別会計予算について御説明いたします。

それでは、ここで、付議事件の53ページをご覧ください。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額を、それぞれ10億5,833万2,000円と定めるもので、その内訳につきましては、54ページと55ページの第1表、歳入歳出予算にてお示ししておりますとおりでございます。

53ページにお戻りいただきまして、次に、第2条におきましては、債務負担行為に関して定めており、その具体的内容は、第2表、債務負担行為にてお示ししておりますので、56ページをご覧ください。4件の債務負担行為を予定しております。

まず、飯盛霊園指定管理事業は、令和13年度までの限度額9億円にて設定しております。

2件目のやすらぎの森樹木葬墓所整備工事は、令和9年度までの限度額2億4,761万8,000円にて設定しております。

3件目の樹木葬管理システム構築事業は、令和14年度までの限度額3,800万円にて設定しております。

4件目の供花売店等解体工事は、令和9年度までの限度額1,500万円にて設定しております。

53ページにお戻りください。

第3条におきましては、地方債に関して定めており、その具体的内容は、第3表、地方債にてお示ししておりますので、57ページをご覧ください。

霊園債ですが、令和8年度に行う公園整備事業に係る建設費の一部について、4,120万円を限度に起債するものとなっております。

その他、起債の方法等は、こちらに記載のとおりでございます。

再び、53ページにお戻りください。

第4条におきましては、各項に計上した給料等に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内での流用に関して定めております。

それでは、次に、歳出の主なものにつきまして内容を御説明いたしますので、ここで別冊の予算に関する説明書の31ページをご覧ください。

1款、1項、1目の一般管理費は、霊園の管理運営に要する事務経費など3億5,729万2,000円

を計上しており、前年度比、6,827万7,000円の増となっております。

そのうち、1節の報酬につきましては、会計年度任用職員の報酬で、次の2節の給料から4節の共済費までの人件費につきましては、職員の人件費でございます。

人件費に関しましては、会計上の人員配置を変更したことによる増額に加え、定期昇給等に伴う増額を見込んでおります。

32ページの12節、委託料におきましては、盆、彼岸等園内交通誘導警備業務委託などを計上しております。

また、33ページの17節、備品購入費におきましては、これまでリースであった庁内サーバの買い上げ費用と公用車の購入費を計上しております。

また、34ページの22節、償還金利子及び割引料においては、近年の墓所返還件数の増加傾向を踏まえ、墓所返還還付金の増額を見込んでおります。

24節の積立金においては、長期分納維持費相当額などを積立に充てる予定ですが、令和8年度が長期分納維持費の多い周期にあたるものの、新規造成墓所の永代使用料相当額を減額で見込んでいることから前年度比で12万1,000円の減としております。

次に、2款、1項、1目の運営費は1億1,958万5,000円で、前年度比、5,028万8,000円の減となっております。

そのうち、12節の委託料においては、園内施設清掃等業務委託などを計上しております。

また、36ページの14節、工事請負費においては、入口付近の送水管改修工事や正面ゲートシャッターの改修工事などを計上しております。

次に、2項、1目の建設費は3億9,764万9,000円で、前年度比、3億50万1,000円の増となっております。そのうち、12節の委託料においては、飯盛霊園指定管理候補者選定アドバイザー等業務委託やレストコーナー駐車場整備工事の設計業務委託を計上しております。

また、14節の工事請負費は3億7,851万7,000円で、便益施設建築工事ややすらぎの森樹木墓所整備工事に加え、シンボルゾーンに係る公園整備工事などの大規模な工事を計上しているところでございます。

引き続きまして、歳入の主なものについて御説明いたしますので、27ページにお戻りください。

1款、1項、1目の霊園使用料は2億6,417万8,000円で、前年度比129万4,000円の増となっております。

主な要因としましては、永代使用料の減少傾向が続いている一方で、虹の丘使用料は堅調に伸びており、また、分納維持費が多い周期となっていることが挙げられます。

次に、2款、1項、1目の国庫補助金は4,250万円で、前年度比2,550万円の増となっております。こちらは、シンボルゾーンにおける公園整備工事に係る社会資本整備総合交付金を計上しております。

次に、28ページをご覧ください。

3款、1項、1目の利子及び配当金は2,913万8,000円で、前年度比、1,002万円の増となっております。こちらは、霊園整備基金運用利子として、飯盛斎場再整備事業の自己財源分として一般会計に一時貸付けする資金に係る利子を含めて計上しております。

次に、5款、1項、1目の霊園整備基金繰入金は6億3,029万6,000円で、前年度比4億2,878万3,000円の増となっております。

こちらは、積み立てた長期維持費の1年分の相当する額等のほか、やすらぎの森樹木墓所整備

工事などの霊園拡充事業の財源としての繰入れに加えて、飯盛斎場再整備事業用として特別会計から一般会計に貸し付けるための資金分も計上しております。

次に、29 ページをご覧ください。

6 款、1 項、1 目の繰越金は3,874 万円で、こちらは、令和7 年12 月末現在の決算見込みに基づいた額にて計上しております。

次に、8 款、1 項、1 目の霊園債は4,120 万円で、皆増となっております。

こちらは、国庫補助事業として実施予定のシンボルゾーンに係る公園整備工事におきまして、事業費から国庫補助金の額を差し引いた組合負担額について、その90 パーセントに相当する額を起債するものです。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第5 号、令和8 年度 飯盛霊園組合一般会計予算及び議案第6 号、令和8 年度飯盛霊園組合霊園事業特別会計予算の説明とさせていただきます。

よろしく御審議の上、御可決いただきますよう、お願い申し上げます。

○北村哲夫議長 これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○北村哲夫議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○北村哲夫議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議案第5 号及び議案第6 号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○北村哲夫議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に移ります。

日程第8、選任同意第1 号、公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

議題の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

○銭谷翔管理者 議長。

○北村哲夫議長 管理者。

○銭谷翔管理者 選任同意第1 号についての提案理由を申し上げます。

公平委員会委員の友田千穂氏の任期が、来る3 月31 日をもって満了いたしますことから、その後任につきまして、種々慎重に検討いたしました結果、引き続き同氏を選任いたしたく御提案申し上げる次第でございます。

友田氏には、これまでの実績と経験を生かし御尽力いただけるものと期待いたしているところでございます。

何とぞよろしく議会の御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○北村哲夫議長 これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○北村哲夫議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○北村哲夫議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより選任同意第1 号を採決いたします。

本件はこれを同意することに異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○北村哲夫議長 異議なしと認めます。よって、本件はこれを同意することに決しました。

次に一般質問に入ります。

通告に従い、池田治子議員からこれを受けることといたします。

○池田治子議員 議長。

○北村哲夫議長 池田議員。

○池田治子議員 門真市議会議員、池田治子です。

今年の1月、行政視察に参加し、長野県の斎場2箇所、見学させていただきました。

佐久広域連合が管理運営する佐久平斎場は、落ち着いた安らぎを感じさせながらも、大変デザイン性の高い建物でした。

壁に掛けられた日本画家、中島千波氏の作品、樹霊漆墨櫻が、静寂の中にも安寧を感じさせる作品で大変、印象的でありました。

北アルプス広域連合が運営する、北アルプス広域葬祭場は、北アルプスの山並みをイメージした外観デザインでした。

エントランスホールには、地元の画家、齋藤清氏の作品、光明無量が掛けられていました。重厚な趣で心静かに過ごせる空間になっていました。

今回の視察で、2箇所の斎場を見せていただき、建物の高いデザイン性、日本文化の趣のある内装、各葬家の動線への配慮、地域の風習、文化習慣との整合等、参考となる点が多々ありました。

そこでお尋ねします。飯盛霊園組合が、今般、新たに建設する建物について、デザイン、素材で工夫した点、この地域の市民のニーズに合わせた特色、公共施設にふさわしい、絵画、書等の壁面装飾について、以上3点について御見解を教えてください。

○大塚幸秀事務局長 議長。

○北村哲夫議長 事務局長。

○大塚幸秀事務局長 新斎場に関する3点の御質問に順次お答えを申し上げます。

まず、新斎場のデザインでございますが、外観といたしましては、シンプルな勾配屋根と大きな庇で構成された山形の建物形状を採用するとともに、排気塔などが見えにくい形状を採用しております。これらにより、緑豊かな周辺環境と連続した風景にたたずむデザインとしております。また、落ち着いた風合いの外壁と前面の植栽により、自然に包まれたイメージを創出しております。

内観といたしましては、1階のエントランスホールにモノトーンの色調の自然石タイルを採用すること等により会葬者の不安を和らげる空間をデザインしております。また、2階の待合空間には木質のフローリングと天井を採用するとともに、四季折々の飯盛の眺望を施設内に最大限取り込める大開口を設けることで、自然との共生が図られ、遺族や会葬者が心安らぐ場としてデザインをしております。

次に市民のニーズに合わせた特色について説明をいたします。

飯盛斎場は、昭和41年の霊園事業及び火葬場事業計画認可を受けて、昭和43年に竣工し事業を開始をしました。その後、関係市及び近郊市民まで幅広く利用されてきましたが、平成5年の建て替えから約30年が経過しており、施設、火葬炉共に老朽化が進行しております。新斎場の整備に当たりましては、今後増加が見込まれる火葬需要への対応や火葬炉設備の環境面への負荷の軽減、災害時の機能維持など、必要な機能と規模を備えた施設整備を行うことで、4市で構成される一部事務組合として、利用者のニーズに添えるよう努めているところでございます。また、地元地域との意見交換の中でもありました斎場の環境面におきましては、他市と比べてダイオキシン類などの環境性能基準の目標値を高く設定しているところでございます。

次に、公共施設にふさわしい、絵画、書等による壁面装飾についてお答え申し上げます。

斎場整備に当たりましては、斎場2階の待合ロビーには展示棚を設けるなど、地域の歴史や文化、自然などを知ることができる展示物や資料を備え、遺族や会葬者が地域の中で生活し、故人の背景とともに思いを馳せることができる計画としております。

御質問の絵画や書等による装飾も含めまして、各関係機関や関係者、整備事業者などと相談しながら、組合内で十分な議論を重ね、施設利用者の心情に沿った公共施設となるよう総合的に検討してまいります。

○池田治子議員 議長。

○北村哲夫議長 池田議員。

○池田治子議員 ありがとうございます。葬祭場は、大切な家族との最期のお別れの場所ですので、心穏やかに過ごせるための温かみ、落ち着きあるデザイン、自然素材の活用や照明の工夫、場所にふさわしい調度品など必要であると考えます。

資材や人件費等の高騰で、建設事業は厳しい情勢がありますが、斎場、霊園等に関しては、すべての市民に関わる可能性を持つものであり、市民の悲しみに寄り添いながら地域の文化に応じて役割を果たせる施設を整備、維持していくことが求められます。

御答弁でも、周囲の自然と共生を図り、遺族や会葬者の心に寄り添い、地元地域との意見交換も踏まえて進めていただいているというお答えでありました。

是非とも、それらの点に引き続き御配慮いただき、市民の心に寄り添う新施設を建てていただきますよう要望し、質問を終わります。

○北村哲夫議長 それでは、池田議員の質問を終わります。

以上で本定例会に付議した事件はすべて議了いたしました。

それでは、閉会に際し管理者から御挨拶を受けることといたします。

○銭谷翔管理者 議長。

○北村哲夫議長 管理者。

○銭谷翔管理者 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日の組合議会定例会を招集申し上げ、条例など諸議案の御審議をお願いいたしましたところ、いずれも御可決、御同意を賜り厚くお礼申し上げます。

終わりに、今後とも、より一層の御指導、御助言を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。誠に簡単ではございますが、閉会の挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○北村哲夫議長 続きまして閉会に当たり、私からも御挨拶を申し上げます。

本定例会におきまして、終始、慎重なる審議の結果、ここに適切なる議会の意思決定をされたことに対し、深く敬意と感謝の意を申し上げる次第でございます。

最後に皆様におかれましては、一層の御自愛と御健勝を御祈念いたしまして、誠に簡単ではございますが閉会の御挨拶といたします。

それでは本定例会は、これをもって閉会いたします。

どうもお疲れ様でした。時に午前10時56分